

シリーズ世界遺産 ⑤

飛鳥・藤原―古代日本の宮都と遺跡群―

はじめに

現在、我が国にある世界遺産は、文化遺産と自然遺産を合わせて一三件が登録されています。そして、暫定リストには四件がありますが、石見銀山と平泉はすでに登録の推薦が予定されており、暫定リスト件数が減少することから、今回文化庁は、全国の自治体から暫定リスト搭載に向けての提案書を募集することになりました。その結果、全国から二四の候補地があげられました。私たちの明日香村も橿原市・桜井市・奈良県と共同で、世界遺産暫定リストの候補地として提案書を文化庁に提出しました。資産の名称は「飛鳥・藤原―古代日本の宮都と遺跡群―」です。

資産のコンセプト

「飛鳥・藤原」は推古天皇が五九二年に豊浦宮で即位してから七一〇年の平城京に遷

都するまでの約一〇〇年間、

都が置かれた地域です。ここに政治の中枢が置かれ、律令国家が誕生しました。天皇の宮殿・皇子の宮、寺院の伽藍、中国の都に学んだ藤原京が建設されました。つまり、律令国家の形成から確立までの過程を解明できる重要な遺跡が数多く存在しています。

これらの遺跡は東アジアなどの諸外国との交流によって古墳や寺院、さらに苑池や迎賓館・工房等から出土する文物にもみられます。そして、この時代は、律令国家の根幹をなす国家儀礼・官僚・身分・税などの制度が完成し、経済制度を端的に表す貨幣の鋳造も行われました。これらの制度は死後の世界にも影響を与えており、身分秩序が古墳の立地・形状・規模・内部構造の違いに反映されました。都が去った後の「飛鳥・藤原」の地域には、まだ多くの

寺院が残されていましたが、平安時代の終わりにはこれらも衰退していくことになりました。そして、水田や里山となって埋没していききましたが、地下には良好な遺跡として残されています。

また、万葉集が詠まれ風土や石造物が道端に残されている風景、大和三山の眺望は日本を代表する歴史的景観を有しています。

このように「飛鳥・藤原―古代日本の宮都と遺跡群―」は、古代における日本の中心的な遺跡群であり、国内において他に例をみない重要な地域であるといえます。

「飛鳥・藤原」の資産

「飛鳥・藤原」の範囲は明日香村全域と橿原市・桜井市の一部になります。この中で核となる資産は、二八遺跡になります。明日香村内では、高松塚や石舞台などの古墳、飛鳥京跡・稲淵宮殿跡などの宮殿、飛鳥寺跡・川原寺跡などの寺院、飛鳥京跡苑池の庭園、飛鳥池工房遺跡の工房、酒船石遺跡の祭祀遺跡など、村内の史跡・名勝のすべてが

該当しています。一方、橿原市域では藤原宮跡・藤原京朱雀大路跡と大和三山、本薬師寺・丸山古墳・植山古墳・菖蒲池古墳、桜井市域では山田寺跡が該当します。

資産の登録基準への該当性

飛鳥・藤原の遺跡群は世界遺産の登録基準に照らし合わせると、東アジア諸国との強い交流がみられることや、古代日本の形成に直接関わりその後の文化や現代生活とも密接に関わること、万葉集などが詠まれ、古代から変わることのない景観・眺望を有することから、世界遺産の登録基準のうち二・三・四及び文化的景観に該当します。

類似遺産との比較

「飛鳥・藤原」の遺産は、歴代天皇が政治を行った宮都、東アジアの精神文化を表現した石造物や庭園、新たな宗教施設としての寺院、宮人の奥津城としての古墳などから構成されています。これらは七世紀の東アジア世界の政治文化を具現化する遺跡群です。

韓国の「慶州歴史地区」や同じ奈良県内にある「法隆寺地域の仏教建造物」「古都奈良の文化財」と比較しても、宮都とそれにかかわる多様な遺跡群とのかかわりを強調する「飛鳥・藤原」とは大きく異なり、独自性を有することは歴然です。

提案書の提出

これら飛鳥・藤原地域の文化財は世界的な価値を有することから、この地域を世界遺産の暫定リスト搭載の候補として、提案書を文化庁に提出しました。今後、一月中には、この提案書の内容について、文化審議会特別委員会で審査され、審査に通れば、ユネスコに報告され、世界遺産暫定リストに搭載されます。その後、世界遺産登録を目指すこととなります。登録には、概ね五年～十年程度かかると予定されます。

なお、文化庁に提出した提案書については、奈良県教育委員会文化財保存課のホームページにて、閲覧することができます。あわせてご覧ください。

